

きらら浜松デイサービスセンター 利用料金表 (1割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の1割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

●大規模型通所介護費 I 1単位あたり10.14円

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
サービス 利用料	大規模型通所介護費 I	620単位	733単位	848単位	965単位	1,081単位		
	入浴介助加算	50単位						
	個別機能訓練加算 II	56単位						
	サービス提供加算 I (イ)	18単位						
	介護職員処遇改善加算 I	5.90%						
	介護職員特定処遇改善加算 I	1.20%						
サービス利用に係わる自己負担額		809円	931円	1,056円	1,183円	1,308円		

☆昼食代として670円、おやつ代として50円は、別途、ご負担いただきます。

※1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

・その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○個別機能訓練加算 I 46単位 ・II 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○認知症加算 60単位

看護、介護職員を常勤換算方法で2以上、前3か月間の要介護3以上の利用者の占める割合が、100分の20以上、認知症介護実践者研修等を修了した者を1名以上配置で加算します。

●新総合事業通所型サービス費

		要介護度	事業 対象者	要支援1	要支援2 (週1回)	要支援2 (週2回)
サービス 利用料	介護予防通所介護費	1,655単位	1,655単位	1,655単位	3,393単位	
	サービス提供加算 I	72単位	72単位	72単位	144単位	
	介護職員処遇改善加算 I	5.90%				
	介護職員特定処遇改善加算 I	1.20%				
サービス利用に係る自己負担額		1,876円	1,876円	1,876円	3,841円	

☆昼食代として670円、おやつ代として50円は、別途、ご負担いただきます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合に対象となります。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、9時00分から16時15分(所要時間7時間以上8時間未満)の通所介護の前後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。

〒430-0855

きらら浜松デイサービスセンター

浜松市南区楊子町218

電話:053-443-2733 FAX:053-443-2740

きらら浜松デイサービスセンター 利用料金表 (2割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の2割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

●大規模型通所介護費 I 1単位あたり10.14円

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
サービス 利用料	大規模型通所介護費 I	620単位	733単位	848単位	965単位	1,081単位		
	入浴介助加算	50単位						
	個別機能訓練加算 II	56単位						
	サービス提供加算 I (イ)	18単位						
	介護職員処遇改善加算 I	5.90%						
	介護職員特定処遇改善加算 I	1.20%						
サービス利用に係わる自己負担額		1,617円	1,862円	2,111円	2,365円	2,616円		

☆昼食代として670円、おやつ代として50円は、別途、ご負担いただきます。

※1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

・その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○個別機能訓練加算 I 46単位 ・II 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○認知症加算 60単位

看護、介護職員を常勤換算方法で2以上、前3か月間の要介護3以上の利用者の占める割合が、100分の20以上、認知症介護実践者研修等を修了した者を1名以上配置で加算します。

●新総合事業通所型サービス費

		要介護度	事業対象者	要支援1	要支援2 (週1回)	要支援2 (週2回)	
サービス 利用料	介護予防通所介護費	1,655単位	1,655単位	1,655単位	3,393単位		
	サービス提供加算 I	72単位	72単位	72単位	144単位		
	介護職員処遇改善加算 I	5.90%					
	介護職員特定処遇改善加算 I	1.20%					
サービス利用に係る自己負担額		3,752円	3,752円	3,752円	7,682円		

☆昼食代として670円、おやつ代として50円は、別途、ご負担いただきます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合に対象となります。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、9時00分から16時15分(所要時間7時間以上8時間未満)の通所介護の前後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。

〒430-0855

きらら浜松デイサービスセンター

浜松市南区楊子町218

電話:053-443-2733 FAX:053-443-2740

きらら浜松デイサービスセンター 利用料金表 (3割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の3割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

●大規模型通所介護費Ⅰ 1単位あたり10.14円

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
サービス 利用料	大規模型通所介護費Ⅰ	620単位	733単位	848単位	965単位	1,081単位		
	入浴介助加算	50単位						
	個別機能訓練加算Ⅱ	56単位						
	サービス提供加算Ⅰ(イ)	18単位						
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	5.90%						
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	1.20%						
サービス利用に係わる自己負担額		2,425円	2,793円	3,167円	3,547円	3,924円		

☆昼食代として670円、おやつ代として50円は、別途、ご負担いただきます。

※1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

・その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○個別機能訓練加算Ⅰ 46単位・Ⅱ 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○認知症加算 60単位

看護、介護職員を常勤換算方法で2以上、前3か月間の要介護3以上の利用者の占める割合が、100分の20以上、認知症介護実践者研修等を修了した者を1名以上配置で加算します。

●新総合事業通所型サービス費

		要介護度	事業対象者	要支援1	要支援2 (週1回)	要支援2 (週2回)	
サービス 利用料	介護予防通所介護費	1,655単位	1,655単位	1,655単位	3,393単位		
	サービス提供加算Ⅰ	72単位	72単位	72単位	144単位		
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	5.90%					
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	1.20%					
サービス利用に係る自己負担額		5,628円	5,628円	5,628円	11,523円		

☆昼食代として670円、おやつ代として50円は、別途、ご負担いただきます。

※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。

○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させていただきます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合に対象となります。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、9時00分から16時15分(所要時間7時間以上8時間未満)の通所介護の前後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。

〒430-0855

きらら浜松デイサービスセンター

浜松市南区楊子町218

電話:053-443-2733 FAX:053-443-2740